

# インボイス制度開始一ヶ月実態調査報告

---

2023年11月13日

全国青年税理士連盟 三青会担当委員長 亀川貴之

## インボイス登録していない事業者との取引について

インボイス制度についてはすべてのクライアントに一度説明の時間を設けて説明していますが、インボイス制度開始後も「免税事業者への支払は経費にできないのか？」の様な質問や、「免税事業者に支払う場合には消費税相当額を控除してよいか？」といった質問があります。

後者については免税事業者からの仕入れに対する緩和措置

(令和8年9月までは免税事業者からの仕入でも仕入税額相当額の80%を控除、令和11年9月までは50%を控除できる)

があり、経過措置を考慮した上で値下げ要請を行わなければ下請法の「買ったたき」独占禁止法の「優越益地位の濫用」にあたる恐れがあり丁寧な説明が求められます。

## 2割相当額控除の案内

インボイス登録していないドライバー向けに、報酬から令和5年10月以降消費税の2割相当額を控除、令和8年10月以降消費税の5割相当額を控除、令和11年10月以降消費税相当額を控除する通知がありました。

※消費税として仕入税額控除できない部分は、損金(必要経費)になるため仕入税額控除できない部分を全額控除して支払う事が妥当かどうかの問題があります。

## コンビニエンスストアでの支払

家電商品をネットで購入後、コンビニで現金支払を行った。コンビニでは払込領収書が発行されたが、インボイス対応の領収書ではないため、家電商品のネットショップの相談窓口を確認をしたが、コンビニ支払の場合にはインボイス対応の領収書が発行できないとの回答があり。

以下回答文

領収書の発行はいたしておりません。以下をご利用ください。

- クレジットカード、ジャックス、楽天ペイの場合； 納品書やカード会社および決済会社の利用明細書をご利用ください。
- 代金引換の場合； 運送会社が発行した伝票が公的な領収書となります。
- 銀行振込、コンビニ支払いの場合； 支払時に発行された受領書が公的な領収書となります。

## 消費税額の記載がない領収書

消費税の仕入税額控除ができる適格請求書として認められるためには、消費税率、消費税額の記載が必要になります。

登録番号は記載されていますが、金額は総額のみで消費税率も消費税額の記載もない領収書が多数発行されています。

このような場合、再度発行できないケースもあり、仕入税額控除を認めるかどうかという問題があります。

そもそも複数税率ではなく、単一税率であればこのような問題は生じないと考えます。

## 売り手負担の振込手数料と買い手負担の振込手数料

当初振込手数料相当額の値引きについて、返還インボイスの交付が必要との事でアナウンスされていましたが、令和5年度税制改正で、値引き金額が1万円未満の場合返還インボイス不要との取扱いに決まりました。

この間返還インボイスが必要との事で値引きの中止要請があったり、改正後も値引き分のインボイスが必要との連絡があったりと現場の判断がかなり混乱しました。

買い手負担の手数料については銀行窓口の場合、適格請求書の保存が必要。ATM振込の場合には帳簿の保存のみでOK。(ATMの住所記載)

インターネットバンキングの場合、インボイスのお知らせ等を別途取得と振込手数料一つをとっても手続きがかなり煩雑です。

## コインパーキングの領収書

コインパーキングを運営している事業者がおります。

インボイス登録をしているのですが、インボイス発行できる発券機がインボイス開始時期に間に合わず、当初多数の問合せがあり電話応対と、個別の領収書送付などで対応されました。

数千円、数百円の金額の対応のために膨大な事務負担、郵送費などの負担が生じました。

税理士会の強い要望もあり、6年間、基準期間の課税売上が1億円以下または1年前の上半期の課税売上が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについてインボイス保存がなくても仕入税額控除ができる措置ができましたが、すべての事業者について適用されていればこのような混乱も生じる事はありませんでした。

## インボイス番号記載の事務負担

インボイス制度導入後、飲食店ではインボイス番号登録のハンコを購入して領収書に押印などして対応するケースや、手書きで対応しているケースもあります。

また、個人タクシーなどを利用するとインボイス番号記載のレシートが発行できないため、降車時にインボイスが必要かどうか確認されレシートにハンコを押すなどの対応がとられています。

このような負担が現場では多く積み重なっています。